

協議第 1 3 2 号

平成 1 7 年 月 日 確認

教育文化部会の事務事業詳細調整の協議について（その 3）

教育文化部会（その 3）の事務事業詳細調整の協議について別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 7 月 2 5 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

## 詳細調整提案項目一覽

専門部会	分科会	番号	項目名
16 教育文化部会	3 学校教育分科会	26	遠距離通学費補助金

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

<b>部会名</b>	教育文化	<b>分科会名</b>	学校教育
------------	------	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
26 遠距離通学費補助金	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村とも旧村合併や学校の統廃合、及びスクールバスの運行事務等の理由から、地区や対象者を限定して補助金を交付している。</li> <li>・合併時には、現在の対象地区や対象条件に該当する生徒に限り補助制度を継続する。</li> <li>・補助の交付については、通学距離、地域の実情等を考慮し、新たに基準を設ける。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 現在、対象となっている地区や対象条件に該当する児童・生徒・園児に限り補助制度を継続する。</p> <p>(2) 補助金の交付は、上記(1)の児童・生徒・園児に対し、通学経路の距離、地域の実情等を考慮し、以下の基準により行う。</p> <p>2 補助の概要</p> <p>(1) 補助対象</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 小学校</p> <p style="margin-left: 40px;">次に掲げる小学校に通学する児童で、当該小学校を起点とした片道の距離（ただし、スクールバスによる通学区間を除く）が4 kmを超える〔 〕記載の区域に居住する児童。</p> <p style="margin-left: 40px;">栗葉小学校〔久居市稲葉町〕、榊原小学校〔久居市榊原町上山以遠〕、家城小学校〔白山町家城元取・布引・伊勢見〕、美杉東小学校・美杉南小学校・太郎生小学校〔美杉村〕</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 中学校</p> <p style="margin-left: 40px;">次に掲げる中学校に通学する生徒で、当該中学校を起点とした片道の距離（ただし、スクールバスによる通学区間を除く）が6 kmを超える〔 〕記載の区域に居住する生徒。</p> <p style="margin-left: 40px;">久居西中学校〔久居市榊原町〕、白山中学校〔白山町家城元取・布引・伊勢見・二俣、白山町三ヶ野、白山町上佐田〕、一志中学校〔一志町波瀬〕、美杉中学校〔美杉村〕</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 幼稚園</p> <p style="margin-left: 40px;">次に掲げる幼稚園に通園する園児で、当該幼稚園を起点とした片道の距離が4 kmを超える〔 〕記載の区域に居住する園児</p> <p style="margin-left: 40px;">栗葉幼稚園〔久居市稲葉町〕</p> <p style="margin-left: 40px;">榊原幼稚園〔久居市榊原町上山以遠〕</p> <p>(2) 補助額</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 公共交通機関を利用する場合は、その実費を、公共交通機関を利用できない場合は、同等額</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 中学校に自転車で通学する場合は、新1年生時に50,000円を限度に購入費の実費</p>	